

第58回「ふれあいトーク」当日のやりとりコメント

【1】東海第二原発の現状について

- ・東海第二原発について、村としての進み方を聞きたい。
- ・風向きによって避難は30km圏内では済まない。
- ・防潮堤が耐えられるのかどうか知りたい。

⇒【村長コメント】

- ・安全対策としてハード面での整備、防護対策として避難計画の策定を進めている。村としては避難計画を作り、実際に避難できるか確認し、課題が見つければ国や県に伝えしっかりと進めていく。
- ・避難先については県も意識している。課題も多いが段階をふんで進めていく。
- ・防潮堤は科学的に評価されていて信頼できる構造になっている。電源や水についても分散させることでリスクを抑えていく。

【2】2-1 ごみ難民について

自治会に入っていない人はごみを捨てられない。高齢化も進んでいて、家から離れた集積所までごみを運べない人も出てくる。駆け込み寺という形で清掃センターに持っていけないのか。

⇒【村長コメント】

生活支援ではなく高齢者など支援が必要な人のための福祉政策とすればできると思う。中学生が登校途中に持っていくことはできないかと以前教育委員会に話した。やり方はある。いずれ個別にごみを回収することも考えないといけない。ご意見として伺う。

2-2 地域の行事について

自治会に補助金が出ている中でまつり等を行っている。会費を払っていない家庭は参加する際にお金を払った方が良いと思う。

⇒【村長コメント】

参加費を払うことで、イベントに参加する方も気兼ねなく参加できる。地域として盛り上がっているならいいとするのか、その都度払ってもらうかは地域ごとの判断。

2-3 東海第二原発について

最大17.5mほどの波を想定して防潮堤をつくり発電所をコの字型で囲むとのことだが、防潮堤が出来ることによって、津波の高さや浸水域に影響があると思う。既に作成されている茨城県津波浸水想定は、防潮堤が出来ることを想定して作られているか。

⇒【村長コメント】

防潮堤が出来ることによる影響を反映させたものかは、担当課から県に確認させる。

⇒【防災原子力安全課コメント】

茨城県（土木部河川課）に確認したところ、現在公表されている津波浸水想定は、平成23年

12月制定の「津波防災地域づくりに関する法律」（津波防災地域づくり法）に基づき、平成24年8月に公表したものであり、日本原子力発電機による東海第二発電所の防潮堤整備を想定して作ったものではないとのことでしたので、茨城県には、御意見の趣旨を伝えてまいりたいと考えます。

2-4 要支援者・支援者について

個人情報の問題もあり、支援者の責任が重く支援者となってくれる人がいなくなりました。民生委員がやればよいという話になるのもおかしい。

⇒ 【村長コメント】

役場では個人情報を出す際は本人に確認している。法律関係もあり、災害時にみんなで支援するのも難しい。ご意見として伺う。

2-5 歴史と未来の交流館について

新しく建てなくてもいいのではないかな。

⇒ 【村長コメント】

現在は中央公民館に文化財等を置いているが保存状態が悪い。ご意見として伺う。

【3】議会について

- ・議会答弁でマイクが遠く聞こえない時がある。
- ・議会のコミセンでの中継は傍聴人数をカウントしているか。
- ・質問通告書を傍聴人に配布するようになったのはいいことだと思う。

⇒ 【村長コメント】

- ・マイクは答弁者の身長が高かったりすると、声を拾いづらい部分はある。
- ・コミセンでの傍聴人数はカウントしていないと思うが、確認する。
- ・質問通告書の件は議会事務局へ話しておく。

⇒ 【議会事務局コメント】

- ・平成31年度に議場音響設備を更新し、傍聴席にスピーカーを増設する予定です。
- ・コミセンでの傍聴人数については、各コミセンに依頼し、傍聴者数を集計しています。村政懇談会において、議会事務局長挨拶のなかで傍聴人数について報告しています。

※特筆事項がなかった方につきましては、掲載を割愛させていただきます。